

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 健康保険法による指定訪問看護事業者の指定(保険課)  
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われるこ  
とがある旨の告示(経営流通課)
- シルバー人材センター連合の指定(職業安定課)
- 県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)
- 休猟区の設定(森林保全課)
- 銃猟禁止区域の設定( )
- 保安林の指定の解除予定(二件)( )
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 調 達 公 告 随意契約の相手方の決定(教育委員会総務課)
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百六十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十四条ノ五第二項本文の規定に基づき、  
同法第四十四条ノ第一項の規定による指定訪問看護事業者の指定があつたものとみなさ  
れるものについて、同法第四十四条ノ十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
社会福祉法人やず	八頭郡家町大字谷二三	こおけ訪問看護ステーション	八頭郡家町大字谷二三	平成十年九月十一日

### 鳥取県告示第六百六十四号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあ  
るので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年  
法律第九十九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成十年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
丸合不動産株式会社	丸合西伯店	西伯郡西伯町大字阿賀三二六一

鳥取県告示第六百六十五号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十八条の二第一項の規定に基づき、同法第四十八条の三において準用する同法第四十七条に規定する業務を行う者を次のとおり指定したので、同法第四十八条の三において準用する同法第二十四条第二項の規定により告示する。

平成十年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 指定した者の名称 社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会
- 二 指定した者の住所 米子市錦町一丁目二二
- 三 指定した者の 米子市錦町一丁目二二  
事務所の所在地 鳥取市幸町七三  
米子市錦町一丁目一〇

倉吉市鍛冶町一丁目二九七一一二  
境港市竹内町四〇  
西伯郡西伯町大字鴨部一五八七一

- 四 指定に係る地域 鳥取県全域
- 五 指定年月日 平成十年十月一日

鳥取県告示第六百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業御陵地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間 平成十年十月十四日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所 国府町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百六十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十六条の規定により告示する。

平成十年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
宇倍野南林 狹区	岩美郡国府町大字町屋地内の県道鳥取国府岩美線と県道三代寺宮下線の交点を起点とし、同所から県道鳥取国府岩美線を南東に進み、県道郡家国府線に至り、同県道を南西に進み、国府町と郡家町の境界に至り、同境界を北西に進み、鳥取市と国府町の境界に至り、同境界を北西に進み、県道津ノ井国府線に至り、同県道を北東に進み、県道三代寺宮下線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成十年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで	一、一五〇ヘクタール
北村休狹区	八頭郡河原町大字北村地内の林道三滝線と通称芦谷との交点を起点とし、同谷を南西に進み、鳥取管林署袖小屋国有林三百二十七林班に至り、同林班と民有林との境界を南東に進み、河原町と佐治村の境界に至り、同境界を南西及び北西に進み、河原町と三朝町の境界に至り、同境界を北西に進み、河原町と鹿野町の境界に至り、同境界を北東に進み、鳥取市と河原町の境界に至り、同所から三滝溪に沿って南東に進み、三滝キャンプ場の管理道に至り、同管理道を東方に進み、林道三滝線に至り、同林道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成十年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで	五八〇ヘクタール
尾陞休狹区	八頭郡佐治村内の鳥取管林署南平国有林八十七林班、同八十八林班及び同八十九林班の地域	平成十年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで	三八〇ヘクタール
米子休狹区	米子市彦名町地内の県道米子環状線と県道米子境港線の交点を起点とし、同所から県道米子環状線を北東に進み、国道四百三十一号に至り、さらに北東に進み、海岸線に至り、同海岸線を東方に進み、市道日野川皆生新田左岸堤線に至り、同市道を南方に進み、県道米子環状線に至り、同県道を南方に進み、国道九号に至り、同国道を北西及び南西に進み、市道米子中央線に至り、同市道北西に進み、県道米子境港線に至り、同県道を北西及び南西に進み、県道米子境港線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成十年十一月一日から平成十三年十月三十一日まで	二、一九〇ヘクタール

鳥取県告示第六百六十八号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八八号)第二十七条において準用する同令第二十六条の規定により告示する。

平成十年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
鳥取県銃禁 止区域	鳥取市丸山町地内の県道伏野覚寺線と市道湯所村五号線との交点を起点とし、同所から同県道を南西及び西方に進み、溝川橋西詰に至り、同橋から溝川の左岸を北方に進み、海岸線に至り、同海岸線を東方に進み、塩見川に至り、同川の左岸を南方に進み、国道九号に至り、同国道を南西に進み、村道湯山海士線に至り、同村道を西方に進み、県道湯山鳥取線に至り、同県道を南西に進み、村道湯山多鯨方池線に至り、同村道を南方に進み、市道覚寺福部線に至り、同市道を南方に進み、市道各寺十六号線に至り、同市道を南方に進み、県道一本松覚寺線に至り、同県道を東方に進み、通称背谷に至り、同谷を南東に進み、高聳山山頂に至り、同山頂より高聳三稜線を南東及び南西に進み、鳥取管林署旧城山国有林の石標三百四十号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を南西に進み、同国有林の石標三百七十九号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を南方に進み、同国有林の石標三百九十四号に至り、同石標から山林と耕地との境界を北西に進み、八幡池堤防に至り、同堤防を北西及び南西に進み、同堤防の西端に至り、同所から山林と宅地との境界を南西に進み、市道湯所村五号線に至り、同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成十年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで	二、六八四ヘクタール



三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第六百七十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年十二月二十四日 鳥取県指令都計三一二第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市二本木字海川

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木一―一―一

株式会社エクセレント

代表取締役 島田静男

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

平成十年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十年十月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一日時 平成十年十月二十一日（水）午後二時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題 平成十年青年リーダー研修会について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十年十月十三日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

一日時 平成十年十月十五日（木）午前十時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 平成十年年度教育表彰について

2 その他

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年10月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 鳥取県立境水産高等学校実習船「若鳥丸」中間検査一式
- (2) 契約方法 随意契約
- (3) 契約日 平成10年8月20日
- (4) 契約者の氏名及び住所 長栄造船株式会社  
長崎市深堀町一丁目1-4
- (5) 契約価格 54,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- (7) 契約担当部局の名称 鳥取県立境水産高等学校  
及び所在地 境港市中野町2000

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成10年10月13日

鳥取県公安委員長 上 田 務

- 1 講習の種別及び受講対象者  
経験者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。  
(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者  
(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成10年11月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋、の各警 察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習科目  
(1) 講習時間 3時間  
(2) 講習科目  
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令  
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い  
4 受講申込手続  
所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法  
(1) 講習受講手数料 2,400円  
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書には  
り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品  
筆記用具及び印鑑